

内部通報窓口の運用状況の検証について

2020年9月17日
日本郵政株式会社

1. 経緯

- ◆ 日本郵政グループは、郵政グループの内部通報窓口が適正に機能しているかどうかについて、ＪＰ改革実行委員会横田委員に検証を依頼することといたしました。
2020年9月3日に開催された第5回ＪＰ改革実行委員会において、横田委員から、検証の必要性等、検証作業の視点等、検証方法についてご説明をいただきました。以下、現時点における横田委員の見解をお示しします。

2. 日本郵政グループの内部通報制度検証の必要性等

- 2019年12月18日付けの特別調査委員会の報告書において、日本郵政グループにおいて不適正募集に係る情報を現場から吸い上げる内部通報制度が機能していなかった旨指摘を受けている。すなわち、「募集コンプライアンスに関わるリスク情報が内部通報制度を通じて、各社の経営層にもたらされないまま、本契約問題が発覚したという経緯に照らせば、かんぽ生命保険商品の募集に係るグループ内部通報制度は機能していなかったと言わざるを得ない。そこで、これを機に、この点について、グループ内部通報制度が機能するものとなるよう見直す必要がある。」との指摘も受けている。
- また、本年6月に公布された改正公益通報者保護法は、（従業員数が300人を超える）事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を義務付けるとともに、内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、これに対する刑事罰を導入するなど、通報者の保護の強化を図ること等を主な改正内容とするものである。そのため、今後は、この改正法の趣旨に沿った制度の構築と運用を行うことが事業者に求められている。
- さらに、本年7月末の会見において、増田社長がご発言されたように、日本郵政グループの内部通報制度の運用については、通報者の保護の徹底に懸念を生じさせる事例も報道されている。
以上のような点を踏まえ、今後、検証チームとしては、日本郵政グループの内部通報制度の仕組み及び運用について、できる限り速やかに検証を進めていきたい。

内部通報窓口の運用状況の検証について

3. 日本郵政グループの内部通報制度検証作業の視点等

- 1点目として、今般の検証の対象を、狭い意味での内部通報窓口、すなわち、コンプライアンス違反又はそのおそれのある事項を対象とする通報の窓口に限定せず、それ以外の様々な名称で設置されている相談窓口等も含め、社員の皆様からもたらされる情報等の受付窓口とされているものを全て検証の対象に含め、その目的、運用状況、他の窓口との関係性等を把握した上で、必要であれば整理・統合等を提言することも視野に入れて検討していきたい。
- 2点目として、改正公益通報者保護法及びこれに関連するガイドライン等の趣旨に沿った制度の設計及び運用となっているかという観点から検証を行い、改善点を洗い出していきたい。特に、通報者保護の強化の点については、通報等を受け付けた後の調査や是正措置等の手続において、通報者の保護がどのように図られているのかという点に着目しながら検証を行っていきたい。
- 3点目として、内部通報窓口及びその他社員向けの窓口等が、情報を提供する側、すなわち社員の皆様にとって利用しやすい制度になっているか、通報等を通じてコンプライアンス違反や業務改善を求める現場の生の声が経営層にしっかりと届き、活用されているかという点について検証することとしたい。
- 4点目として、内部通報制度が適切に機能していることを、定期的にモニタリングを行い、これを適正に評価するという仕組みが構築され、運用されているかという点についても検証することとしたい。

4. 日本郵政グループの内部通報制度検証方法

- 今般の検証作業については、日本郵政及び事業子会社3社につき、各社担当チームを設けて、4社同時並行で進め、その検証結果については、適宜、（委員会に）ご報告し、今年度内には完了したいと考えている。
この検証に当たり、日本郵政グループの社員の皆様から、内部通報窓口その他各種の窓口等の運用状況等に関し、広くご意見や情報提供を募るために、JP改革実行委員会宛ての情報提供窓口を設置することとしている。

(参考) JP改革実行委員会について

○ 日本郵政グループは、国民の皆さまからの信頼の回復に向けて、外部専門家の方々に公正・中立な立場から各種アドバイスをいただくため、2020年4月2日にJP改革実行委員会を設置することといたしました。

JP改革実行委員会においては、かんぽ生命保険契約問題特別調査委員会の調査報告書における提言事項に対する進捗状況の確認や、日本郵政グループが実施する信頼回復に向けた各種取り組みの有効性や十分性についての検証等を実施していただくこととしております。

【JP改革実行委員会委員(○は座長)】

氏 名	現 職	略 歴
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長	1990年9月 太陽監査法人現太陽有限責任監査法人代表社員 2000年7月 太陽監査法人 現太陽有限責任監査法人総括代表社員 2014年7月 太陽 ASG 有限責任監査法人現太陽有限責任監査法人代表社員会長
野村 修也	中央大学法科大学院教授	1992年4月 西南学院大学法学部助教授 1998年4月 中央大学法学部教授 2004年4月 中央大学法科大学院教授
増田 悦子	全国消費生活相談員協会理事長	1993年1月 かながわ中央消費生活センター消費生活相談員 1999年4月 目黒区消費生活センター消費生活相談員 2002年4月 東京都消費生活総合センター消費生活相談員 2017年6月 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
○山内 弘隆	一橋大学経営管理研究科 特任教授	2000年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 2005年1月 一橋大学大学院商学 研究科長兼商学部長 2019年4月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
横田 尤孝	青陵法律事務所弁護士	2005年8月 広島高等検察庁検事長 2006年6月 次長検事 2010年1月 最高裁判所判事 2015年3月 弁護士登録